

共生型生活介護

1 指定基準条例に定める記載事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用定員
- ⑤ 指定共生型生活介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ 身体拘束等の禁止
- ⑫ 業務継続計画の策定等
- ⑬ ハラスメント対策強化のための措置
- ⑭ その他運営に関する重要事項

共生型生活介護事業所 宅幼老所のんびり 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人のんびり（以下「事業者」という。）が開設する宅幼老所のんびり（以下「事業所」という。）において実施する指定共生型生活介護に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定共生型生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年長野県条例第60号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共生型生活介護を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宅幼老所のんびり 及び
宅幼老所のんびりサテライト事業所宅幼老所茂田井
宅幼老所のんびりサテライト事業所宅幼老所しおなだ
- (2) 所在地 長野県佐久市上平尾 1045 及び
長野県佐久市茂田井 2146-2 及び
長野県佐久市塩名田 865-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤職員)

管理者は、従業者の管理、指定共生型生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共生型生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共生型生活介護の目標及びその達成時期、指定共生型生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。

ウ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。

オ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

カ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の相談を受け必要な支援を行う。利用者の能力や意欲に沿って行う生産活動や創造的活動のための準備や環境整備を行い、助言や見守りを通して活動を支援し、もって利用者の社会的な役割や生きがいを得られるよう適切な支援を行う。また生活介護計画に基づきサービスを提供し、必要に応じた介護を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日(1月1日から1月2日までを除く)とする。ただし緊急の場合は年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。ただし緊急の場合は24時間受け付けるものとする。

(3) サービス提供日 月曜日から土曜日(1月1日から1月2日までを除く)とする。

(4) サービス提供時間 午前9時から午後4時半までとする。ただし緊急の場合には状況に応じ対応するものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 宅幼老所のんびり(主たる事業所) 13人

(2) 宅幼老所茂田井(サテライト事業所) 15人

(3) 宅幼老所しおなだ(サテライト事業所) 15人

(指定共生型生活介護の内容)

第7条 事業所で行う指定共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴又は清拭

(4) 身体等の介護

(5) 生産活動(畑作業等)

(6) 創作的活動(絵画、造形等)

(7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(8) 生活相談

(9) 健康管理

(10) 送迎サービス

(11) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (11) に附帯する離床、着替え及び整容その他
日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定共生型生活介護を提供した際には、利用者から当該生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共生型生活介護を提供した際は、前項に掲げる指定共生型生活介護に係る利用者負担額のほか、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 創作的活動に係る材料費 実施 1 回につき 50 円程度(実費)

(2) 日用品費の実費

(3) 食事の提供に係る費用

1 食につき 700 円 (おやつ代含む)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 第 17 条第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、佐久市、小諸市、立科町、東御市及び御代田町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 他利用者または自身の安全を脅かす危険な行為は行わないこと。

(2) 他利用者の所有する物品や金銭について盗んだり許可なく使用したりしないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第 11 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援 (以下「指定障害福祉サービス等」という。) を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用 (特定費用を除く。) の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 第 17 条に規定する負担上限月額を超えるとときは、指定障害

福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応)

第 12 条 指定共生型生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 指定共生型生活介護の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 15 条 事業所は、提供した指定共生型生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定共生型生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等障がい者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関)

第20条 事業所は利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関 医療法人白樺会 柳澤医院 立科町芦田2835-2
医療法人三世会 金澤病院 佐久市岩村田804
医療法人慈光会 てらおかクリニック 佐久市甲1062-2

(ハラスメント対策強化のための措置)

第21条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年3回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共生型生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共生型生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定共生型生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から改正、施行する。

この規程は、令和4年9月1日から改正、施行する。

この規程は、令和4年12月1日から改正、施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正、施行する。